



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第72号)

配信日 平成26年6月27日

### 架空請求ハガキにご注意!

全国司法支援センターという機関から、架空請求のハガキが届いたという相談が6月25日から相次いでいます。下記のようなハガキに気をつけてください。

#### 民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成26年 (つ) 第〇〇〇号

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出されました。当協会まで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から書類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人よりお願い致します。

当協会が貴方に対して訴訟を起こしているのではありません。

《窓口》 03-6■■■■-9■■3

受付時間 9:15~17:30

全国司法支援センター

〒125-■■■■ 東京都 ■■区 ■■ビル5F



### ＜消費者センターからのアドバイス＞

- 相手には絶対電話しないでください。家族や職場の連絡先など新たに個人情報を知らせてしまうこととなります。
- ハガキの内容を鵜呑みにせず、冷静に対応しましょう。
- 訴訟等にかかる通知を公的機関がハガキで送ることは絶対にありません。
- 一人で悩まず、消費者センターや警察、家族、知人の方に相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)